

プレプリント申告書の 送付対象者の見直しについて

平成29年 6 月
東京国税局

プレプリント申告書に関する国税庁のこれまでの取組

継続的に申告が必要な方に対して、①納税者サービス、②確定申告に係る広報、③事務処理の効率化等を目的としてプレプリント申告書を事前に送付

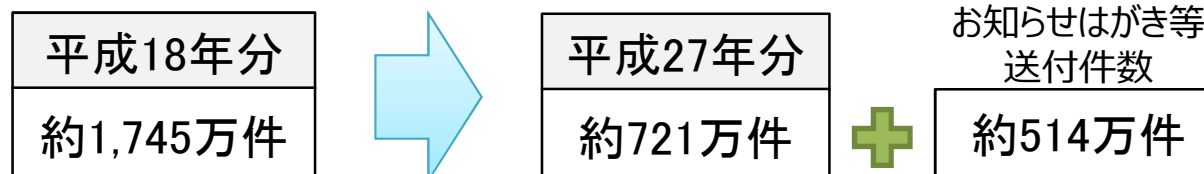
見直し

・ICT申告の進展
・行政コストの削減

見直し内容

- ・平成19年分： 翌年の確定申告に必要な情報を納税者のメッセージボックスに格納することを前提に、e-Tax利用者（自宅等からの本人送信又は税理士の代理送信）をプレプリント申告書の送付対象者から除外
- ・平成21年分： 次に該当する者に対して、プレプリント申告書に代えてお知らせはがきを送付
 - ・税務署の申告会場でパソコンを利用して申告した者
 - ・自宅等で確定申告書等作成コーナーを利用し、書面により申告した者
- ・平成22年分： 税理士の無料相談等によるe-Tax利用者に対して、プレプリント申告書に代えてお知らせはがき等を送付

○ 所得税のプレプリント申告書送付件数



プレプリント申告書に対する国税庁の問題意識及び見直しの内容

問題意識

- ① 申告書作成ソフトの普及等に伴い、プレプリント申告書を使用していないケースが多い
- ② プレプリント申告書の事前送付が I C T 利用率の向上を阻害しているとの意見
- ③ マイナンバーカードの普及及び「e-Tax利用の簡便化（平成31年1月導入予定）」等、環境変化に伴う I C T 利用率の向上の可能性から、今後、プレプリント申告書の利用が更に減少すると想定

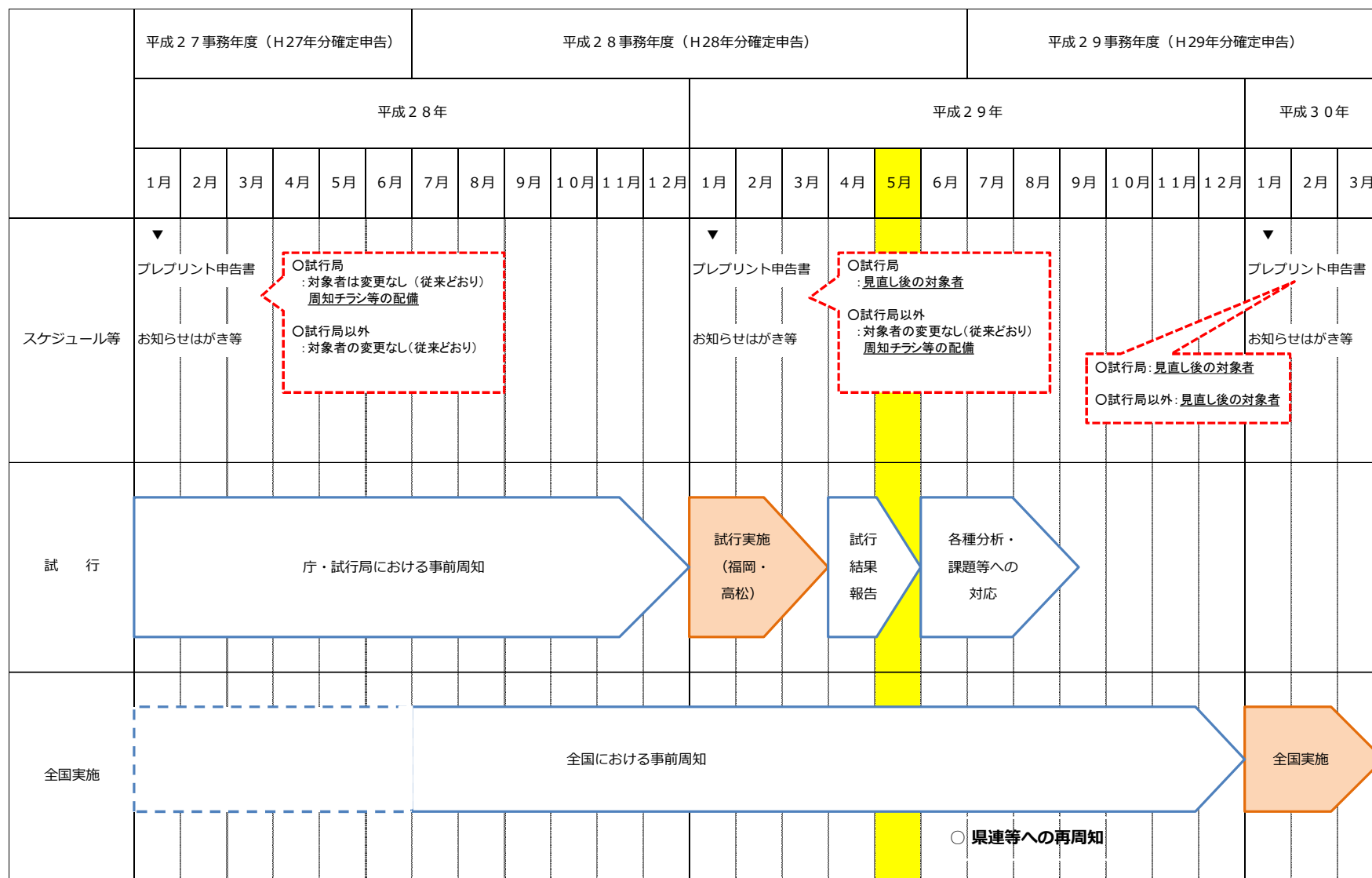
相談区分等	翌年送付物 (現状)		見直し後の 翌年送付物	貴会への 協力要請事項
① 税理士関与	プレプリント 申告書	見 直 し	なし（納付書は送付）	プレプリント申告書が送られなくな ることを、関与先の納税者にお伝 え願います。
② 相談機関利用者 (青色申告会等)				
③ 無料相談			お知らせはがき 又は お知らせ通知書 (注1)	
④ 地方公共団体			お知らせはがき等 (注2) 又は プレプリント申告書 (注3)	
⑤ その他（手書き等）				

(注1) 納付書を利用する者に対しては、封書によりお知らせ通知書発送

(注2) 給与所得者等の I C T 利用への移行が期待される納税者に限定

(注3) 無申告防止等の観点から、事業所得者や消費税課税事業者等には、従前どおりプレプリント申告書を送付

プレプリント申告書の送付対象者見直しに係るスケジュール等



（注）他の団体についても、適切に事前周知を行うとともに可能な限り早期に実施